

第4回定例会のあらまし

12月定例会は、12月2日から12日までの11日間の会期で開催されました。
 本会議では、市長から条例改正や補正予算など全23議案が、また議員からは委員会条例の改正など4議案が提出され、いずれも原案のとおり可決されました。
 また、継続審査となっていた平成27年度決算については、原案のとおり認定されました。
 一般質問には12名の議員が登壇し、市の方針等を質しました。

平成28年
12月定例会

旧麻生中学校跡地に 多目的グラウンド

(名称:行方市麻生運動場 多目的グラウンド 所在:行方市島並1257番地4)



管理棟と多目的広場



東屋



フットサルコート、テニスコート



**もうすぐ完成
4月から利用できます**

行方市麻生運動場 多目的グラウンド使用料
1時間当たりの使用料

施設名	単位	市内	照明
テニスコート	1面当たり	500円	500円
フットサルコート	1面当たり	800円	500円
8人制サッカーコート	全面	2,000円	500円
多目的広場		500円	500円

行方市社会体育施設条例の一部を改正する条例
 平成29年4月1日から行方市麻生運動場に多目的グラウンドを設置し、施設の使用料を定めるための改正。

フットサルコート
 テニスコート等を
整備しています

北浦幼稚園舎

【現在ある仮設園舎は】

- 仮設園舎は解体し撤去します
(排水設備、浄水設備等の撤去費用 340万 6,000円)
- 敷地内にある、物置や花壇、池等は撤去し整地します
(撤去整地費用 233万 3,000円)
- 借地部分は、今年度末に返却予定です



問 今後、地元の人々が利用することも考えられ、その際には公衆トイレが必要かと思う。現在ある浄化槽まで撤去するのか。

答 今後の利活用を考えた場合に残すことも検討しましたが、リース物件で返却対象施設のため、契約に基づき撤去します。

一般会計補正予算
総額 168億4,516万円

農村環境改善センター 南棟屋根改修工事

【昭和 59 年に建築】

- 雨漏りが広がっており、部分修繕では対応できないため、南側屋根の半分を改修するものです
(446万 1,000円)



一般会計補正予算は、既定の予算から 870万 3,000円を減額し、168億 4,516万円とするものです。

一般会計の主な補正予算項目

- ・庁舎管理事業防犯カメラ設置工事 / 247万 4,000円
- ・玉造庁舎笠木修繕工事 / 788万 4,000円
- ・玉造庁舎受水槽更新工事 / 1,235万 6,000円
- ・老人保護措置費 / 289万 9,000円
- ・生活保護費 / 3,900万円
- ・産地改革チャレンジ事業費補助金 / 32万 6,000円
- ・水田農業推進対策事業補助金(市単) / 679万 5,000円
- ・農業用廃プラスチック収集対策協議会補助金 / 180万円
- ・職員給与費 / △8,527万 2,000円



第4回定例会の経過

12月2日(金)

【本会議】

開会、会期の決定、
諸般の報告、議案の
上程、説明、採決

5日(月)

【本会議】

一般質問(3議員)

6日(火)

【本会議】

一般質問(3議員)

7日(水)

【本会議】

一般質問(3議員)

8日(木)

【本会議】

一般質問(3議員)

9日(金)

【本会議】

議案の説明、質疑、
採決

12日(月)

【本会議】

議案の上程、説明、
質疑、採決、閉会



市長が提出した議案等

諮問人事

人権擁護委員候補者の推薦

西谷 正明

(井上2番地)

任期満了を迎える西谷正明氏を引き続き候補者として、法務大臣に推薦することに同意しました。

2期目となる西谷氏の任期は、平成29年4月1日から3年間です。

条例

■行方市手数料徴収条例の一部を改正する条例

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第19条の規定に基づき戸籍事項に関する証明を無料とするための改正。

■行方市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

茨城県福祉対策実施要領の改正に伴い、妊産婦の所得制限を緩和するための改正。

○所得制限が緩和されました

【変更前】

所得額 393 万円 + (30 万円 × 扶養人数)

【変更後】

所得額 622 万円 + (38 万円 × 扶養人数)



■行方市税条例の一部を改正する条例

■行方市国民健康保険条例の一部を改正する条例

所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成28年政令第226号）の公布に伴う改正。

■行方市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第12号）の施行に伴う改正。

■行方市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正す

る政令（平成28年政令第6号）の施行等による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴う改正。

■行方市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成28年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に準じ、本年度の給与水準の改定を行うもの。
(主な改定内容)

- ・初任給、若年層は約1,500円/月額引き上げ。
- ・それ以外は約400円/月額を引き上げるもの
- ・期末勤勉手当を0.1月引上げ
- ・3月とするもの

■行方市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例及び行方市教育委員会長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

平成28年人事院勧告及び茨城県人事委員会勧告に伴う職員との給与改定に準じ、市長、副市長及び教育長の期末手当

の額の改定を行うもの。
・期末手当3.15月を3.25月とするもの

議案

■霞ヶ浦ふれあいランドの指定管理者の指定

指定管理者
行方市玉造甲1234番地
一般財団法人 行方市開発公社 理事長 鈴木周也

指定期間
平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

■行方市観光物産館「こいこい」の指定管理者の指定

指定管理者
行方市玉造甲1234番地
一般財団法人 行方市開発公社 理事長 鈴木周也

指定期間
平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで

■行方市道路線の変更

○路線名(玉) 2090号線

(起点側)

八木蒔852番3地先

(終点側)

旧 八木蒔675番1地先



新 八木蒔683番1地先

■行方市道路線の認定

○路線名(玉) 2532号線

(起点側)

八木蒔675番2地先

(終点側)

八木蒔675番1地先

○路線名(玉) 2533号線

(起点側)

八木蒔671番3地先

(終点側)

八木蒔671番2地先

市道の払い下げを行うとともに、道路の付け替えをするもの

議員が提出した議案等

意見書

■地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書

議会運営委員会提案による意見書が可決され、国の関係機関に提出されました。

(要旨)

地方創生が重要な政治課題となり、その実現に向けては、地方議会の果たすべき役割はますます重要となっている。

一方で、政治への関心の低下や議員のなり手不足が深刻な問題となっており、幅広い層からの政治参加や人材確保の観点から、法整備を早急に実現するよう強く要望する。

(提出先)

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

■ゴルフ場利用税の存続・堅持に係る意見書

総務委員会提案による意見書が可決され内閣総理大臣、財務大臣に提出されました。

(要旨)

消費税増税に合わせ、ゴルフ場利用税の廃止を求める要望が関係業界団体や関係省庁からでていますが、所在市町村にとって貴重な財源となっている。

スポーツ振興の観点、高齢者福祉、障害者福祉対策に非

課税措置が設けられているなど、配慮がなされています。

ついては、地方自治体にとって貴重な財源であることから、存続・堅持を強く要望する。



■行方市議会委員会条例の一部を改正する条例

■行方市議会会議規則の一部を改正する規則

議会運営委員会から、条例及び規則の一部改正の提案があり可決されました。

(主な改正内容)

これまで広報委員会は、議会報の編集に関する事項について、協議または調整を行うことを目的とした委員会でした。

今後行われる議会中継を含めた事項を掌ることとし、常任委員会化されました。

～議会へ請願・陳情される方へ～

請願・陳情とは、市民が市政についての要望や意見を直接「議会」に提出する方法です。

- ※請願書(陳情書)はその要旨、理由を簡単に分かりやすく書いてください。
- ※提出年月日、提出者の住所、氏名を書いて押印してください。
- ※請願書は、1人以上の紹介議員が必要で、表紙に自筆による署名及び押印が必要です。
- ※紹介議員がつかないときは、陳情書としてください。
- ※道路等は簡単な地図、略図、図面等を付けてください。

(表紙例)

(内容例)

〇〇〇に関する請願(陳情)書

紹介議員 署名 印

〇〇〇に関する請願(陳情)

1. 要旨
2. 理由

平成 年 月 日
請願(陳情)者の住所
氏名 印

行方市議会議長 殿